破産手続廃止

平成２５年（フ）第２２３２号
東京都文京区根津１丁目23―16　石鍋徹方
破産者　玉木　裕康
1　決定年月日　平成25年10月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２９６９号
東京都港区西麻布２丁目15番18号
破産者　株式会社アートフュージョンインターナショナル
1　決定年月日　平成25年10月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４１１４号
東京都八王子市明神町３丁目11―11―101
破産者　藤山　　隆
1　決定年月日　平成25年10月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４３３９号
東京都文京区小石川２丁目１番13号　後楽園ビューハイツ511号室
破産者　株式会社アドユー・企画編集室
1　決定年月日　平成25年10月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４３４０号
東京都八王子市南陽台１丁目２－９
破産者　宇治野憲治
1　決定年月日　平成25年10月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５１１３号
埼玉県所沢市南住吉７番18号
破産者　株式会社ねりけん
1　決定年月日　平成25年10月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５１１４号
埼玉県川越市新宿町４丁目２－７　コーポレート川越新宿１号棟110
破産者　安久　鉄兵
1　決定年月日　平成25年10月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５３１９号
埼玉県志木市下宗岡４丁目17番31号
破産者　ＭＩＫ株式会社
1　決定年月日　平成25年10月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５３２０号
東京都練馬区大泉学園町５丁目10―29―404
破産者　佐藤　定吉
1　決定年月日　平成25年10月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５６７９号
東京都世田谷区下馬１丁目41―４―302
破産者　熊田　吉広
1　決定年月日　平成25年10月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５６８０号
東京都世田谷区下馬１丁目41―４―302
破産者　熊田　綾子
1　決定年月日　平成25年10月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５９５７号
東京都稲城市矢野口1752番地
破産者　株式会社中塚工務店
1　決定年月日　平成25年10月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５９５８号
東京都多摩市貝取1471―106
破産者　中塚　栄一
1　決定年月日　平成25年10月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６５３４号
東京都練馬区東大泉７丁目15―６―104
破産者　松井　拓郎
1　決定年月日　平成25年10月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７６６０号
東京都台東区浅草橋４丁目20番２号
破産者　有限会社ビルコム
1　決定年月日　平成25年10月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７６８２号
東京都東大和市清水６丁目1184―13
破産者　岡田　寧子
1　決定年月日　平成25年10月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７８０８号
東京都千代田区二番町１番地番町ハイム539号
破産者　株式会社エヌ・ケー・シー・コマース
1　決定年月日　平成25年10月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７８１３号
東京都杉並区阿佐谷北１丁目11番17号
破産者　株式会社明光ハウス
1　決定年月日　平成25年10月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７８１４号
東京都杉並区阿佐谷北１丁目11―17
破産者　早坂　幸夫
1　決定年月日　平成25年10月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７８１７号
東京都文京区本郷２丁目40番18号
破産者　東洋福祉美術株式会社
1　決定年月日　平成25年10月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７８１８号
東京都北区上中里３丁目14―５―301
破産者　松井　　仁
1　決定年月日　平成25年10月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７８２４号
東京都江戸川区北葛西３丁目５―17―505
丸泰土木株式会社
破産者　工藤　　等
1　決定年月日　平成25年10月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部